東京ビル政連は令和6年9月11日、

田村利光幹事、

鈴木章浩幹事長、

伊藤祥広幹 小宮あん

会からは、

宇田川聡史会長、

らは、

都議会自民党BM政策研究

グの際に質問があった項目などについて、

29日に実施された「令和7年度東京都所有の建築物の維持管理に関する要望」ヒアリン

改めて詳細なデータを用意して要望を訴えた。

民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会、東京都財務局と意見交換会を開催。8月

都議会議事堂自民党総会室において、

東京都議会自

だきます」と宣言して開会。

意見交換会を開催させていた

梶山理事長は、

意

BM政策研究

緻密な



鈴木幹事長

小宮事務局長

要望書を解説する横田幹事長

鈴木雅之理事、 寛副理事長、 術担当課長が出席。当政連か 森雄樹事務局職員が出席 梶山龍誠理事長、 横田英雄幹事長 高橋誠事務局 榎本

「本日は暑いなか、 進行役の小宮事務局長が 先日の要望

す」と挨拶。

で、よろしくお願いいたしま

同努力をしてまいりますの

格入札や障害者雇用モデル入 札等について、意見交換をさ

せていただきたく存じます」

約調整担当課長、

契約調整技

調整担当部長、

総務課長

契

務局からは、経理部長、契約 り事務局長が出席。東京都財

だき、 ヒアリングに引き続き、都議 れから東京都財務局の皆様で、 団』として私どもの役員、そ ンス政治連盟の皆様、 これから、東京ビルメンテナ 会議事堂まで足を運んでいた 民党のなかの『(政連) 応援 ありがとうございます。 都議会

けて、実現に向け、我々議員

り詳しく、

しっかりと聞き届

げてきた取り組みをご報告

ございます。

席いただき、

誠にありがとう 関連団体の東京

頃の支援に対して謝意を表明 したあと、「いままで積み上

宇田川会長は、当政連の日

した上で、皆様のご要望をよ

ビルメンテナンス協会と政治

連盟は両輪として同様の要望

を提出しており、

本日は低価



せていただきます」と述べ、 換会に係る箇所のご説明をさ て、あらためて本日の意見交 先日提出した要望書につい 続いて横田英雄幹事長が、

伊藤幹事

宇田川会長



田村幹事

怠見を述べる梶山理事長



意見を述べる鈴木理事

本機関紙購読料 一のお知らせ

税が5%から8%、 平成11年に「税込3万円/年」に引 維持してまいりましたが、今回の 平成7年に ました。当政連の本機関紙「東京 評議員会において都道府県政連への分担金が見直され、 東京ビル政連は令和6年7月から25%の引き上げとなり 解とご協力をお願い申し上げます。 させていただきます (令和7年1月 に伴う支出増を補い、 令和5年8月22日に開催された 「税込3万円/年」 「税込3万6000円 10%と上昇し 収支改善を から「税別 分から適用)。何卒ご理 3万円/年」へと変更 行う必要があることか 至政連分担金の見直し ても変更することなく 引き下げ、以降、消費 ビル政連」購読料は、 全国ビル政連の第69回 /年」だったものを、

> ターの電話03-5332-働局ハローワーク助成金セン 改定コース)」制度(東京労

アアップ助成金(賃金規定等

- 232 - 865)、「キャリ

6923)などの支援施策を

推進している。

き続きこのような意見交換の 東京都財務局の皆様にもご同 場を設けていただき、さらに 「前回に引 す」と訴えた。 見交換をお願い申し上げま をご理解いただいた上で、

と思う」と述べ、財務局の見 細なデータに基づき、「自分 履行や辞退になった案件の詳 交換。宇田川会長が、 と説明を行い、 長と契約調整担当課長が挨拶 解を求めて話し合うなど、 の予想以上。ちょっと異常だ 人札になった案件、 要望に対して財務局経理部 そのあと意見 落札後不 低価格 緻

人と雇う人のための -ルです!

最低資金に 回び(回 関する はなべ 物設サイト 回び場

63 m

望を述べ、閉会となった。 ろいろなところに目配りをし ながっていくと思っておりま 現場の人たちの声を聞き、 密な意見交換が行われた。 願いいたします」と謝意と要 す。これからも、 が、品質確保、 ている方向は一緒ですの 交換会となりました。目指 いただき、大変有意義な意見 日は財務局の皆様にもご出席 最後に鈴木幹事長が、 対応していただくこと 都民満足につ よろしくお

モデル入札の現状について解 えて低価格入札や障害者雇用 詳細なデータやケースを踏ま

「本日は、

こうした現状

令和3年 令和4年 令和2年 令和5年 令和6年 円 円 41 円 東京都最低賃金を 東京労働局長は

要の 49 % 上げ 時間 低賃 であ 同審 月 地方最低賃金審議会に諮問。 て 引上額 手続きを経て決定、8月 東京労働局長は公示等所 る旨を答申。これを受け 額1113円を50円引き 議会が8月5日、現行の 日、東京労働局長が東京 金の改正については、7 61163円 (引上率4・ に改正することが適当 効した。東京都最 改正することを決 50円引き上げて時 間額1163円に 10月1日に発

ない。違反した者は50万円以

の賃金を支払わなければなら

労働者に最低賃金額以上

と使用者に適用され、使用者 事業場で働くすべての労働者 30日に官報公示を行った。

東京都最低賃金は、都内の

とに支払われる賃金(賞与な ど)」「時間外労働、休日労働 勤手当及び家族手当」「臨時 下の罰金に処せられる。 低賃金に算入されない。 など)」「1月を超える期間ご 及び深夜労働の手当」は、 に支払われる賃金(結婚手当 ただし、「精皆勤手当、 最

整備を図るため、「業務改善 東京労働局委託事業「東京 成金コールセンターの電話 助成金」制度(業務改善助 ター」の開設(電話0120 働き方改革推進支援セン 0120 - 366 - 440), の引き上げなどに向けた環境 厚生労働省では、最低賃金

不京都・ 最低賃金を50円引き上げ

http://www.tbseiren.com